

11.26

- 一 運賃八十倍行キヲ五割トシ近地カラハカトスルコト
- 一 運賃八十倍行キヲ五割トシ近地カラハカトスルコト
- 一 運賃八十倍行キヲ五割トシ近地カラハカトスルコト

昭和四年十一月七日

神田四郎元主
 役員代表
 代表
 代表

- 神田 久一
- 高 司 賢 藏
- 小 松 光 太郎
- 秋 葉 民 藏
- 森 元 藏
- 西 村 廣 四
- 木 塚 庄 平

勞社第二八六八第
 昭和四年十一月五日

警視總監

丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏
 鐵道大臣 江木 翼
 社會局長 官 官
 廳 村 縣 長 官 廳

海通京都大阪神奈川兵庫愛知福岡 福岡

東京タキシード自動車株式会社、労働争議ニ關スル件 (一) 第一報 (二) 發生

要旨 標記会社従業員八十一名、十一月二日、社費三十圓ノ値下ヲ会社ニ對シ、嘆服シタルニ
 會社側ニ於テハ三十圓値下ニハ三處シ難キニ十一月五日ノ値下ニハ三處スヘシト回答
 セルモ従業員側ニ於テ承服セス且下効守中

標記会社従業員ハ財界不況ニ依リ收入減ヲ末シタルヲ理由ニ十一月二日会社ニ
 對シ社費値下ノ嘆願書ヲ提出シ且下効守中ナルカ狀況左記ノ通りニ有之
 一 争議發生場所 麹町区カ、一、一
 二 争議發生ノ時 昭和四年十一月二日

AA